

第2 監査の結果 (各論)

1 平成11年度

平成11年度包括外部監査の監査対象は、

第1テーマ…債権の管理事務

第2テーマ…契約その他の予算執行事務

第3テーマ…地方公営企業法の財務規定等の適用状況であった。

第1テーマである債権の管理事務については、農業改良資金貸付金、林業改善資金貸付金、中小企業高度化貸付金及び過年度医薬業未収金を監査対象としているが、中小企業高度化貸付金については、平成18年度の包括外部監査において監査対象としていることから、これを除いた債権の管理事務について検証した。このテーマにおいて監査人が往査したのは県立中央病院である。

第2テーマの契約その他の予算執行事務については、指摘事項のうち県立中央病院の備品購入費について確認した。このテーマにおいて監査人が往査したのは県立中央病院である。

第3テーマの地方公営企業法の財務規定等の適用状況については、県立中央病院に往査して確認した。

1. 債権の管理事務 (農業改良資金貸付金)

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

- ① 貸付の際の審査の精度を高め、延滞債務者の発生及び再発を防止すること。
- ② 貸付の際の保証人の保証能力調査方法について農協等の指導を強化すること。
- ③ 物的担保制度による債権保全方法を検討すべきである。

(2) 県の措置内容等

①及び②の指摘事項については、平成12年度に農業制度資金担当者連絡会議や農業制度資金に係る農協担当者研修会において審査の精度を高めること及び保証人の保証能力を判定するため所得証明書等を徴求するよう指示した。③については平成13年3月30日付で貸付規則等を改正して物的担保制度を導入し、これまでの連帯保証人(人的担保)と物

的担保を組み合わせていることができたようにした。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、下記の書類を閲覧した。

①青森県農業改良資金貸付規則、青森県農業改良資金事務取扱要領

②平成20年度における農業改良資金県貸付金借付証書等の貸付関係書類

③延滞者総括表、歳入徴収整理表・債権管理表

平成14年度以降は融資機関による貸付け(転貸)を原則とするように青森県農業改良資金事務取扱要領が改正され、保証能力の審査などは貸付けを行う融資機関が行っている。また債権保全については、融資機関と農業者の協議により物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかによっている。実際に平成14年度以降は県の直貸は行われておらず、平成14年度以降に貸付けした者の延滞はないことを確認した。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

2. 債権の管理事務 (林業改善資金貸付金 (現・林業・木材産業改善資金貸付金))

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

- ① 「貸付金延滞金額調」に事業の現況や他の金融機関からの債務の状況等も記載し、今後の回収可能性を具体的に把握すべきである。
- ② 貸付金の延滞者の部分回収については古い順に充当すべきであって、結果として違約金が過小に調停されている。

(2) 県の措置内容等

①については、延滞者の事業の現況や他の金融機関からの債務の状況について、本資金の事務委託先である青森県森林組合連合会や各森林組合と協議し、借受者本人及び関係者からの聞き取り調査等を行い、経営状況等の把握と今後の回収可能性の情報収集に努めている。

②については、外部監査による指摘以後は部分回収があった者については古い順に充当している。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、下記の書類を閲覧した。

- ① 未納額一覧表、違約金調定一覧表
- ② 面談結果票
- ③ 歳入徴収整理表・債権管理表

上記書類を閲覧した結果、担当者は延滞者との面談等を年一回行っており回収可能性の情報収集に努めていることが分かった。

また、部分回収があった者については古い順に充当し違約金の計算を行っていることを確認した。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

3. 債権の管理事務（過年度医療未収金）**(1) 包括外部監査の指摘事項概要**

手書きの過年度未収整理簿の入金の消し込みが不十分であった。消し込みを適時適正に行い、重複請求の発見や督促対象の検討等に役立てるべきである。

(2) 県の措置内容等

債権管理については、統一した手続きが取られるよう、督促等の取扱いや訪問徴収等について定めた「医療費未収金の管理マニュアル」（平成17年度からは「未収金取扱要領」に改称）を作成し医療費未納者に対応している。今まで使用していた手書きの過年度未納整理簿については、コンピュータによる事務の軽減、適時適切な消し込みを行うために、平成12年度にシステムを作成し、平成13年4月から運用し、正確で効率的な債権管理体制の確立に努めている。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、下記の書類を閲覧した。

- ① 医療会計システムより出力した「未納者リスト」、「料金サマリ照会」
- ② 未収金取扱要領
- ③ 未納患者整理台帳、未納患者交渉記録

上記書類等から、病院は患者ごとの情報を適切にデータ管理し債権管理していることを確認した。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

4. 債権の管理事務（各資金共通）**(1) 包括外部監査の指摘事項概要**

法令によると、債権につき督促や強制執行等なお償還金を確保できない場合には徴収停止（地方自治法施行令第171条の5）、債権放棄（地方自治法第96条第10号）、免除（地方自治法施行令第171条の7）ができることとされていることから償還不能債権については、これらも踏まえて、その処理を検討すべきである。

(2) 県の措置内容等

貸付金については、その財源の3分の2は国費であることから、国との協議の上不納欠損処分の手続きを進めていく。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、不納欠損処分起案や決裁関係書類等の書類を閲覧した。

督促については、債務者本人及び保証人との面談等により行われている。その際には、時効の中断のため「債務確認書」を徴収するようにしている。但し、債務者の行方不明、死亡等により面談等が困難な事例もある。

強制執行については、回収費用に見合う効果が期待できないためあまり行われていない。また監査対象となった貸付金においては徴収停止、免除がされたものはなかった。外部監査による指摘後、償還不能債権について、債権の消滅時効の完成、債務者の破産

等によるものについて不納欠損処分を行っていた。

(4) 結論

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】回収不能の債権について

担当者からのヒアリングによると、延滞債権について回収不能と思われる債権が存在している。

例えば、時効が成立しているが時効の援用の申し立てがないケース、行方不明で連絡が不能なケース、債務者の死亡により相続人の把握が困難なケース等が散在された。また債務者との面談等により債権の回収がされても年に数千円しか返済できない状況も存在する。驚くべきことに、発生年度が昭和58年6月と27年前の債権も存在していた。

これらについて債権放棄する明確な基準が無いため、回収の見込みがない債権についても費用を支出して一律に債権回収手続きをしている。公金であるため安易な不納欠損処分はできないのであるが、償還不能と判断される債権については、債権の消滅時効の完成及び債務者の破産等以外の状況であっても不納欠損処分を進めた方が回収費用との関係から適切と思われる。

5. 契約その他の予算執行事務（県立中央病院・備品購入費）

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

医療機器購入理由が不明確なもので、医療機器整備委員会にかけて購入すべき高額な医療機器があった。医療機器整備委員会の機能が発揮されていないものも見受けられたので、今後その設置の目的に従い、適正な運用が必要である。

(2) 県の措置内容等

平成12年度の医療機器購入に関して、平成12年4月に各診療科等部長からヒアリングを行ったうえで、「医療機器整備委員会」を開催し全医療機器について購入機器の選定を行った。今後も、医療機器の購入に当たっては、「医療機器整備委員会」において購入理由を明確にするとともに、必要性の検討を充分に行うなど、委員会の適正な運用を図るよう徹底した。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認し

た。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、下記の書類を閲覧した。

- ① 医療機器整備委員会報告書
- ② 平成21年度医療機器整備要望書
- ③ 平成21年度青森県病院事業会計決算書

(4) 結論

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】医療機器整備委員会の決定と実際の購入手続きまでのプロセスについて

医療機器整備委員会の医療機器の整備については、

- ①購入機器及びの購入先等を含め、その詳細が決定している事項
- ②購入すること自体は決定しているが、メーカーや機種等については再度検討を要する事項

③予算の状況により購入する事項

に大きく分かれている。この医療機器整備委員会の結果を受けて、実際に各診療科等において医療機器の購入を行っているが、医療機器整備委員会で検討した際の購入機種や購入予定価格と相違するもの、及び実際の購入が委員会での決定の次年度で行われている医療機器があった。

これら委員会での決定事項と実際の購入内容の乖離についての書面が作成されていない。このことは、病院内部でのガバナンスの観点からも問題と考えられる。病院にとって医療機器の整備は、事業そのものの生命線であるとともに多額の税金が投入されている。このことから、医療機器整備委員会での決定から実際の購入整備までのプロセスは透明性を確保するべく書面にて保存することが望ましい。

6. 地方公営企業法の財務規定等の適用状況（県立中央病院）

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

青森県立中央病院の現状の財政状態及び経営成績に関する書類が適時適正に作成されていない。

- ① 医療収益の大部分が翌月に計上されることから、毎月作成されている合計残高試算表によって、月々の損益を把握されている状態になかった。
- ② 在庫として計上される範囲に診療材料、一般物品等が含まれていない。

(2) 県の措置内容等

- ① 月々の損益が把握できるように、平成 11 年 9 月の合計残高試算表より当月の収益として計上し、改善した。
- ② 在庫として計上される範囲に、従来の薬品に加え、平成 12 年 3 月末で診療材料を加えた。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、下記の書類を閲覧した。

- ① 例月出納検査調査の合計残高試算表
- ② 平成 21 年度青森県病院事業会計決算書
- ③ 一般物品の在庫表

(4) 結論

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】一般物品等の棚卸について

病院在庫の範囲に診療材料は含まれているが、一般物品等が含まれていない。監査人が平成 22 年 9 月末の在庫状況を確認したところ下表のとおりであった。

一般物品等についても重要性の高いものについては在庫として計上することを検討すべきと考える。

種 類	内 容	保管場所	金 額
重 油	概ね半月の使用量	タンク	3,756,375 円
文具・雑貨等	鉛筆等文具、洗剤等他	倉庫	386,380 円
切手等	切手、レターパック他	事務室	32,560 円

II 平成 12 年度

平成 12 年度包括外部監査の監査対象は、

- 第 1 テーマ…平成 11 年度における補助金の予算執行事務
- 第 2 テーマ…平成 11 年度における公社等財政援助団体の出納保管、財産管理及び予算執行事務

であった。

第 1 テーマである補助金の予算執行事務については、農業集落排水促進事業費補助金、財団法人青森県育英奨学会奨学金補助金、共同防除組織等果樹産地体強化緊急対策事業費補助金を監査対象とした。

第 2 テーマである公社等財政援助団体の出納保管、財産管理及び予算執行事務については、青森県道路公社、青森県信用保証協会を監査対象とした。

当該監査から既に 10 年近くを経過していることもあり、関係書類の保管年限経過により確認不能なものもあるため、監査対象は現在でも県の管理で継続している事業から選択した。

1. 農業集落排水促進事業費補助金（上北農村整備事務所（現・上北地域農林局地域農林水産部））について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

①農業集落排水促進事業費補助金交付要綱上は、一般会計から下水道事業債元利償還基金に繰入れて、償還経費に充てるべきで、当該年度償還経費を一般会計から支出し、残額を積み立てることがないよう県の指導が必要である。

②農業集落排水事業の工事請負契約に係る変更契約については、変更契約時期及び大幅な変更となる場合は新（別）工事として新たに入札を行った上で業者を選定し、発注・着手するなど、取引の透明性・公平性を確保すべきである。

(2) 県の措置内容等

①②ともに、農業集落排水促進事業に係る予算執行事務の適正化について、事業主体へ指導の公文書を送付した。公文書の内容は以下のとおりである。

①青森県農業集落排水促進事業費補助金は同事業補助金交付要綱第 2 に基づき、補助金の交付対象となる経費は、知事が特に必要と認めた以外は、農業集落排水事業、農業集落排水緊急整備事業に係る下水道事業債の元利償還に充てるための積み立てに要する経

費であるという趣旨に鑑み、交付された補助金は直接、建設事業費の償還に充当されることなく、下水道事業債元利償還金に積立てた後に償還金として支出すること。

②農業集落排水事業の工事請負契約に係る、設計変更に伴う契約変更の事務の取扱いはについては、取扱要領等の定めのない市町村にあっては、県の「設計変更に伴う契約変更事務取扱要領」を参考として活用されたい。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、下記の書類を閲覧した。

- ①事業主体へ送付した指導の公文書
- ②平成 21 年度における上北農村整備事務所管轄の補助金対象事業の実績報告書及び添付書類
- ③予算執行状況の立ち入り検査の実施を確認するための復命書

なお当時の監査指摘後に指導公文書を送付した事業主体、立入検査の実施先及び検査の結果は文書保存期間を超過したため確認できなかった。

また、平成 16 年より青森県農業集落排水促進事業費補助金交付要綱において補助金の交付方法が「補助事業の完了後交付する」とされ、それまで概算払いであった補助金が事業完了後の交付に変わったため、事業報告に基づき翌年度に検査を行っている。この検査結果をもって、上記 (1) 監査の指摘事項概要②にある工事請負契約変更に対する透明性・公平性の確保に生かされていることを確認した。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

2. 財団法人青森県青英奨学会奨学金補助金について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

県は、平成 11 年度に将来 6 年間の計画に基づく奨学金の必要資金量を見込み、6 年分を一括して補助金を交付しているが、単年度ごとに必要額を見込み、交付すべきでないか。

資金残高が平成 11 年度末で約 9 億円となっている。奨学貸付金は毎年の補助金により賄うべきであり、多額の貸付資金を残す必要はない。

奨学金の貸付が 4 年で、返済が貸付終了年度の 1 年経過後 8 年度であるため、年々貸

付残高は増加し、平成 11 年度末の貸付金残高は約 9 億 8 千万円になっている。

さらに、今後 5 年間の計画においては、1 学年 30 人への貸与の継続と 2 年ごとの貸与月額の増加により、今後 5 年間で貸付金残高は約 6 億 6 千万円増加する。今後 1 年間につき約 1 億 3 千万円の補助金が必要になり、県財政に与える影響が大きい。

(2) 県の措置内容等

将来 6 年間の奨学資金補助は平成 11 年度当初予算編成において、当時の資金計画により今後 6 年分の貸付原資が予算措置されたものであるが、平成 17 年度以後は、貸与人員・貸与金額等の見直しを行い、現在の原資及び回収した貸付金のみにより、奨学制度を継続できる仕組みづくりを検討する。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

奨学金貸与事業は、平成元年度、平成 4 年度、平成 7 年度、及び平成 11 年度に県からの補助金を受けているが、現在は補助金を受けずに回収した貸付金により継続している。また貸付原資の資金不足に対応するため、平成 17 年度からは、貸与人員を 130 名から 90 名に縮小し事業を実施していることを確認した。

(4) 結論

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】奨学金貸与人員について

当該奨学金貸与事業は上記 (3) 実施した監査の概要のとおり規模を縮小して補助金の交付を受けずに行われている。縮小の理由は、監査指摘の他に、財政逼迫、少子化による対象学生の減少、他の奨学金との住み分けを挙げている。しかし、当時の監査指摘は大雑把な見込みで補助金を増額することが将来に渡って財政に与える影響を懸念しているのであり、決して奨学金貸与事業そのものを縮小することを求めてはいない。少子化による大学進学者の減少はあるが、一方で不況による家庭収入の減少から進学を断念することも少なくないと聞く。常に計画の見直しを行い、適正な新規貸与人員を算定し、そこに新たな補助金交付が必要であれば交付すべきと思われる。財政だけの理由で、青森県の将来を担う若者の向学心を損なうことが無いように、当該奨学金貸与事業が活用されていくことを望む。

3. 共同防除組織等果樹産地体制強化緊急対策事業費補助金（中南地方農林事務所（現・中南地域農林局地域農林水産部））について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

防除用機械施設等の購入の事業に対しては、処分制限期間が5～20年になっているので、補助金交付対象防除組合等により財産目録又は備品台帳を当該期間に渡って定期的に提出させるべきである。

(2) 県の措置内容等

県としてはこれまで、定期的な指導の際に、財産管理台帳等を調査しており、今後管理に支障が無いよう指導する。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、関連書類を閲覧した。なお、中南地域農林局地域農林水産部において、管内の対象施設、設備の一部を視察している。

(4) 結論

以下の点を除いて、特に問題となる事項は見られなかった。

【意見】補助金交付対象資産の確認方法について

中南地域農林局地域農林水産部で対象資料の管理状況を確認した。その結果、補助金交付時の財産目録はあるがその後の期間に対応するものは無く、期間中の確認は市町村が行っているもので財産処分があれば市町村から知らせがあることになっている。担当者としては、いままでは特に知らせがないため、財産処分は無いものと理解している。

これは監査指摘以前と同じ状態であり、一見指摘事項が全く反映されていない状態と思われる。しかし、当該補助金の交付要綱によると、当該補助事業は事業者への直接補助ではなく市町村への間接補助のため管理義務は間接補助者である市町村が負っていることが判った。

監査指摘を文言そのままに実行すると、市町村と二重の作業で県としても相当の事務量の負担に迫られることになる。しかし、県は補助金の負担者として、事業者から直接の確

認はしなくとも、市町村からの書面報告は受けるべきと思われる。確認方法としては、市町村から期間中毎年財産処分の有無の報告を受け保存することも考えられる。実情に合わせた方法で監査指摘を活かし、県の責任を果たすことを望む。

4. 青森県道路公社の出納保管、財産管理及び予算執行事務について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

①公社が保管している未使用の道路利用回数券は、金券であって、その受払、保管について慎重な取扱いが必要であるが、必ずしも十分に行われているものと認められなかった。各科金券の回数券在庫は、料金徴収業務委託先に対する預け在庫であり、委託先から毎月末在庫の証明書を提出させるとともに、定期的に公社職員が現物を実査し、受払簿に照合印を押すべきである。

②平成12年3月31日現在の青森空港有料道路の現金残高は、3月29日から3月31日の3日分の収入金であるにもかかわらず、現金保管者である委託先の残高報告書には、3月31日の収入金のみが記載されていた。

③市中金融機関からの借入金の残高の妥当性を確かめるため、年度末現在で残高証明書を入手する必要がある。青森県から無利子で借入れた巨額の借入れを今後短期間で返済するのは不可能に近いと思われるので、返済計画を協議する必要がある。

(2) 県の措置内容等

①回数券の出納事務については出納簿への記載漏れ、照合印の押し忘れ等慎重さに欠け取扱いがあったが、今後は職員に対する指導を徹底し、次のとおり措置した。

- 1 受払簿は、即日記帳する。
 - 2 毎月末現在の在庫は、現物と受払簿により確認する。
 - 3 担当者間の連絡を密にして数量の不一致がないよう徹底する。
 - 4 回数券の印刷を半年程度にする。
 - 5 各科金券の回数券在庫を公社の在庫とした。
- ②平成12事業年度決算を行うに際して、委託先に改めて残高報告書の記入方法を説明した。また、公社においても預金通帳と残高報告書の照合確認を複数の職員が行うなど正確を期することとした。

③平成12事業年度の決算に際しては、期末現在の借入金残高証明書を金融機関から取り寄せた。

また、青森県からの借入金については、所管課の道路課と連携し、早急に財政当

局と返済計画を協議する。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

具体的には、上記(2)のとおり実施されていることを確認した。なお上記(2)③県からの借入金返済計画は、現時点(22年10月)で関係省庁と協議中のため、あくまで公社独自の返済計画(案)となっている。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

5. 青森県信用保証協会の出納保管、財産管理及び予算執行事務について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

青森県信用保証協会の経理事務処理規程によれば、日々の取引は受入承認書、支出承認書及び振替承認書の上で仕訳が行われコンピュータに入力される。そして毎月、コンピュータ内での集計により日計表が出力される。また、現金出納簿を初め各種の補助簿や台帳が作成されている。

しかし、すべての勘定科目について補助簿や台帳が作られるわけではなく、特に収入や費用についてはコンピュータの画面上の元帳照会によって確認できるだけである。

必要な都度、当該科目の元帳照会で画面に表示しそれを出力すれば何ら不都合はないが、仕訳帳と元帳は会計帳簿の基本であるので、毎年の総勘定元帳を一部出力し保管しておくべきである。

なお、経理事務処理規程に電子帳簿に関する条文を追加しておくことが望ましい。

(2) 県の措置内容等

平成12年度の決算分から、毎期総勘定元帳を出力し保管すると共に、経理事務処理規程への電子帳簿に関する条文追加は、他協会の状況把握と切り替え作業中の電算システムが本稼動後に条文を検討し対処するとした。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

総勘定元帳の出力保管は引き続き実施しており、紙面上で確認可能な状況となっている。

しかし、経理事務処理規程への電子帳簿に関する条文追加については、監査時点において既に協会の経理事務処理規程第34条第2項で「元帳は電算機による管理とし、必要に応じて出力するものとする」と規定されており、当時から指導の内容は満たしているとしている。また、現在の経理システムは東北6県共通のもので、ホストサーバーが大坂にありそれを1日決まった時間で使用する状態である。監査を受けた平成12年当時は、単独のシステムであったため電子保存に対応も可能であったかもしれない。しかし、現在は東北6県共通システムのため単独で対応することは無理であり、またその必要もないことが確認された。

(4) 結論

特に問題となる事項はなかった。

Ⅲ 平成13年度

平成13年度包括外部監査の監査対象は、

- 第1テーマ…平成12年度における県が行っている債務保証及び損失補償
- 第2テーマ…平成12年度における物品の管理状況であった。

第1テーマである県が行っている債務保証及び損失補償については特段の指摘事項がなかった。

第2テーマである物品の管理状況については、当時に指摘のあった部署及び当該は往査していない部局についても県全体として横断的に実施されているのが確認した。

監査人が往査したのは、指摘事項があった青森県環境保健センター及び県民局地域整備部（旧土木事務所）のうち三八地城県民局地域整備部（旧八戸土木事務所）である。なお物品の管理状況に関しては、他の年度においても指摘事項として抽出されている。この点については、該当する年度で監査結果を記載する。

1. 物品管理について（青森県環境保健センター）

（1）包括外部監査の指摘事項概要

平成12年度取得の重要物品のうち「重要物品増減及び現在高報告書」に記載されていないものがあった。

（2）県の措置内容等

平成12年度に取得した重要物品については、平成13年5月15日までに「重要物品増減及び現在高報告書」を提出することになっていたが、報告が平成13年6月20日と遅れたことから、平成12年度の「重要物品増減及び現在高報告書」に記載されなかったものであり、今後、適正に事務処理を行うこととする。

（3）実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。また、現在の状況について担当者に質問するとともに、青森県環境保健センターへ往査し、下記の手続を実施した。

- ① 重要物品について、「重要物品増減及び現在高報告書」と備品借用票を照合した。
- ② 重要物品について、その一部をサンプリング抽出し実査した。
- ③ 重要物品以外の備品について、備品借用票を閲覧するとともにその一部をサンプリング抽出し、実査した。

（4）結論

指摘事項に係る県の措置については、関係書類の保管年限が経過していたため、一部の書類について現物の確認ができなかったものの、これを補充する形で現在の状況を現場にて確認した結果、以下の事項が検出された。

【指摘①】備品出納票と備品シールとの日付の相違及び備品出納票の押印漏れ

重要物品のうち、高速液体クロマトグラフ（価格：7,105,100円）について備品出納票上の受入日付は平成8年2月29日であるのに、重要物品に貼付しているシールの受入日は平成8年2月26日であった。備品出納票に記載されている平成8年2月29日が正しいことであるので、修正すべきである。また、同備品出納票には使用職員の受領印が漏れていた。正しく押印すべきである。

【指摘②】備品シールの貼付について

重要物品以外の備品をサンプリング実査したところ、幾つかの物品（塗料分解装置、PHメーター、携帯用ガス採取装置）にシールが貼付されていなかった。剥がてしまったものや物理的に貼付しがたいものではあるが、定期的にシールの貼付状況を観察し、剥がれていたら再度貼付するなどの措置が必要である。

2. 物品管理について（青森県環境保健センター（現・青森県原子力センター））

（1）包括外部監査の指摘事項概要

処分の手続が済んでいるが理物がまだ残っているものがあった。

（2）県の措置内容等

平成8年3月27日に「ゲルマニウム半導体検出装置」の更新を行った際に、一部（しやへい体部分）を残存価格として残すべきところを誤って全額処分として報告したものである。残存価格（しやへい体部分）については、平成14年5月29日で「重要物品取得通知内

訳書」を提出した。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、関連書類を閲覧した。

(4) 結論

特に問題となる事項はなかった。

3. 物品管理について (十和田土木事務所 (現・上北地域県民局地域整備部))

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

人事異動による物品借用票の使用者欄の変更記入がされていないものがあった。

(2) 県の措置内容等

備品借用票を整理した。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、三八地域県民局地域整備部へ往査し、下記の手続きを実施した。

- ① 平成21年度重要物品増減及び現在高報告書と備品借用票を照合した。
- ② 車両については、車検証を確認した。
- ③ 平成21年度における重要物品の購入及び除却並びに貸付け等に係る書類を閲覧した。

(4) 結論

過去の指摘事項に対する県の措置等については特に問題となる事項は見られなかったが、三八地域県民局地域整備部においては、以下の事項が検出された。

【指摘①】物品貸付調書への押印漏れについて

平成22年3月31日に凍結防止剤散布装置の返納を受けた際、受入調書上の借用員の押印が漏れていた。この調書は、借用員その他、管理課長、道路施設課長及び三八地域県民局地域整備部の次長並びに部長が決裁しており、総勢12名の人員がチェックしているはずの調書である。上長は決裁文書中の押印を含めた内容等を正確に把握の上、決裁をする必要がある。

【指摘②】物品へのシール貼付について

災害用トイレが倉庫内に保管されていたが、シールが貼付されていなかった。外箱に貼付するか、一旦開封の上現物に貼付するなどして備品であることを明らかにしておく必要がある。

4. 物品管理について (十和田土木事務所 (現・上北地域県民局地域整備部))

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

重要物品で物品出納票が無いものがあった。(旧十和田土木事務所)

(2) 県の措置内容等

備品出納票を整理した。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

5. 物品管理について（十和田土木事務所（現・上北地域県民局地域整備部））

（1）包括外部監査の指摘事項概要

処分済みで現物が無いが物品出納票上処理されていないものがあつた。

（2）県の措置内容等

処分調書を作成し、備品出納票を整理した。

（3）実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

（4）結論

特に問題となる事項は見られなかった。

6. 物品管理について（十和田土木事務所（現・上北地域県民局地域整備部））

（1）包括外部監査の指摘事項概要

重要物品取得の4ヶ月後に高額な付属品を取得し備品出納帳に記載したが、「重要物品増減及び現在高報告書」には付属品の記載がなかった。

（2）県の措置内容等

重要物品増減及び現在高報告書に記載されるよう、所要の手续をとった。

（3）実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

（4）結論

特に問題となる事項は見られなかった。

7. 物品管理について（五所川原土木事務所（現・西北地域県民局地域整備部））

（1）包括外部監査の指摘事項概要

使用不可能な重要物品の除却手続きが取られていなかった。

（2）県の措置内容等

当該物品は、ダム監視車として使用されていたものであるが、一時車検有効期間を失効したものである。しかしながら引き続きダム監視車として使用するため、必要経費の予算措置を待って車検を取得している。

（3）実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

（4）結論

特に問題となる事項は見られなかった。

8. 物品管理について（五所川原土木事務所（現・西北地域県民局地域整備部））

（1）包括外部監査の指摘事項概要

管理換えをした重要物品について知事等の承認許可証がなかった。

（2）県の措置内容等

青森県財務規則第283条第2項によらず、知事の承認を得ないまま、公所間同士で管理換えをしてしまったものである。当該物品については指摘後、知事の事後承認を得た。今後このようなことがないよう、所長より関係職員に厳重に注意した。

（3）実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

IV 平成 14 年度

平成 14 年度包括外部監査対象は、スポーツ及び文化・観光に係る「公の施設等の管理運営」並びに「事業の執行」であった。

今回監査対象としたのは、指摘事項があった部署のうち、青森県立図書館（青森県立近代文学館を含む。）及び縄文時遊館である。

1. 青森県立図書館における圖書の収蔵能力について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

県立図書館は、平成 6 年に開館しその収蔵能力は 100 万冊であるが、過去 5 年間の平均年間増加数からすれば、計算上今後 6 年半後には、県立図書館の蔵書数はその収蔵能力を超えてしまうことが予想され、増築や受け入れ圖書の選定等課題である。

(2) 県の措置内容等

書庫の収蔵能力を超えることとなる場合を見込んで、新館計画時から第二書庫の増築用地を確保している。

第二書庫を使用する事態になった場合は、一般閲覧室へ開架したり、書庫から閲覧・貸出に応ずる図書資料と、第二書庫に保存する図書資料とを明確に区分する必要がある。このため、今年度どのようなものについて保存資料とするか検討委員会を組織し、内部的な準備に着手する。

また、今後の書庫の収蔵状況をみながら、第二書庫の増築またはそれに代わる臨時的措置について関係当局と協議していく。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

(4) 結論

【指摘】 指摘事項への対応内容の公表について

平成 16 年 7 月に「課長会議」が開催され、書籍の収蔵方法の改善による収蔵能力の検討結果が報告された。この検討結果を踏まえ書庫収蔵計画案検討グループ（以下、「検討グループ」という。）を組織、各課の担当者が決定された。検討グループは平成 16 年度中

に書籍の移動や書棚の利用方法の変更などを実施、今後13年程度は現状の収蔵能力で対応可能との結論に達した。

又、平成20年1月に収蔵能力の再検討を実施し、書庫の配置見直しや特許公報の指定解除により収蔵スペースを確保することができ、また今後は新聞等の電子化や収蔵方法の改善により約10年以上の余力があることを確認した。

しかし、指簿事項にあるような事態が回避されている旨を確認、図書の収蔵能力の観点では緊急性が無くなったとの結論を得ているからといって、新たな収蔵計画の具体的な策定は未だ行われておらず、内部的検討は十分に行われていながら、新書庫収蔵計画等の公表などによって指簿に対する対応を明確にしていけないのは十分な対応とはいえない。指簿への対応が一過性になっていない事実は確認できたが、指簿への対応の継続的な公開も、又、重要であると認識すべきである。

2. 青森県近代文学館における特殊資料の現物チェックについて

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

大宰治、石坂洋次郎、寺山修司、三浦哲郎等青森県出身の著名な作家の草稿や手紙が特殊資料として保管され、サンプリング調査では不一致が無かったが、毎年全件を定期的・計画的に実地削除を行いチェックする体制が望ましい。

(2) 県の措置内容等

平成14年11月に下記概要の「文学館特殊資料点検計画」を作成している。

1. 実施計画

① 5月と12月の年2回に点検を実施し、平成16年度末までの全5回ですべての特殊資料(平成14年11月現在、10,937点)を点検する。

② 平成17年度以降はその時点での資料数によって新たに計画を立てる。

2. 実施方法

特殊資料庫内の資料を原簿と照合し、次の点を確認する。

- ① 所在不明の物はないか。
 - ② 適切な場所に保管されているか。
 - ③ ラベルや保存状態に不備はないか。
- 不明な点、不備な点があればチェックし、改善する。
文学館職員・解説員が4つの班に分かれ、分担して実施する。他業務に支障のないよう時間帯を調節して、期間内にそれぞれの班ごとで行う。

なお、平成14年12月と平成15年5月に既に点検を実施しており、今後も継続する予定である。

(3) 実施した監査の概要

平成14年度の「文学館特殊資料点検計画」の実施内容を関連資料によって確認した。

「文学館特殊資料点検計画」は平成16年度まで計画されていたが、平成17年4月に「青森県近代文学館・特殊資料庫管理について」(内規)を定め、より具体的に特殊資料の全件管理・点検に取り組んでいることを確認した。

また、平成17年度以降の実施した内容については往査のうえ、各年度の「青森県近代文学館資料点検実施計画報告書」の写しを確認した。

なお、包括外部監査の指摘にあるような毎年度ごとの全資料確認は、収蔵点数の多さ、収蔵品の保存状況等により適切でない面もあり、作家毎の常設展や企画展の際に作家ごとに内規により全資料確認をすることとしているとの説明があった。

これを踏まえ、県では全作家について3年程度で一巡する方法を採用しており、その間に1回全資料確認が実施されている状況である。

貴重な資料のうちには破損や劣化の恐れのあるものもあり、頻繁なチェックの危険性を考えると、適切な措置と言えるのではないだろうか。

(4) 結論

特に問題となる事項は見られなかった。

3. 青森県立図書館の備品の管理について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

ターミナルサーバー、ワープロ等の物品が規則に反し、使用されないまま放置されていた。他部署の利用に供するため、管理換え又は廃棄処分など適切な事後処理をとり、備品管理の適正化を図ることが望まれる。

(2) 県の措置内容等

報告書の結果を踏まえ、指摘のあった3備品について再度点検したところ、使用不能と認められたので、所定の手続きを経て棄却処分を行った。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問した。

(4) 結論

【意見】 備品の管理方法の検討について

(3)に記載のとおり、監査人が備品管理の方法について質問したところ、県の担当者は規則どおりに行っているとの口頭による回答のみで、何時、誰が、何をチェックして、それを確認したのは誰かということが記録されているものはなかった。

現場にて現在の備品関係の現状について説明を受けたが、いわゆる物品の数は相当数にのぼり、日常の管理方法が確立されていない状況であった。

従前から青森県のみならず他県においても意見として記載のとおり、定期的な現物調査が必要と思われる。そのためにも図書館の備品管理担当者の業務記録の改善などによって、現場における管理義務を果たす必要があると思われる。また、現物調査は実地欄卸規則等を作成し、第三者が立ち会うなどして客観的に行う必要があることは言うまでもない。

担当者の業務記録簿の作成や年度点検計画策定などによって指摘事項に対し、適切に対処すべきである。

4. 三内丸山遺跡委託費の指名競争入札について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

委託業務の指名競争入札について、入札手続上は適切なのであるが、同一業者が5年間連続落札している事例が見られ、また落札率が90～99.98%と高いものなど、競争原理が有効に働いているのか疑問が持たれる。

(2) 県の措置内容等

今後は指名業者の一部入れ替えを行うなど、同一業者の指名が連続して行われる事態を避け、競争原理の有効性を確保したい。なお平成15年度には清掃業務、警備業務、維持管理業務について、指名業者の一部または全部の入れ替えを行っている。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、現在の状況について担当者に質問するとともに、下記の書類を閲覧した。

なお、指摘を受けた当時の施設は、現在では縄文時遊館として運営されているので、同施設に関する委託業務についての平成19年度から平成21年度までの入札記録の提出を求め監査を実施した。

(4) 結論

【指摘】 入札手続における自由競争原理の実効性について

縄文時遊館に関する委託業務についての平成19年度から平成21年度までの予定価格、落札価格及び落札率の一覧は以下のとおりである。

年度	業者数	予定価格	落札価格	落札率
平成19年度	13社	19,047,620円	18,800,000円	98.6%
平成20年度	13社	19,330,000円	18,800,000円	97.2%
平成21年度	10社	18,699,000円	18,699,000円	100.0%

注目すべきは平成21年度における落札率が100%であったことである。監査人は当該年度の入札記録等を確認した。

この点について、入札に関連する資料はすべて保存されており、また数値等についても整合性があることが確認された。しかしながら、千円単位で予定価格と落札率が一致していること、及び落札会社の入札書だけに紙の折り目が付いていないことに大きな疑問がある。つまり、問題となっている入札手続が真の意味での適正性を確保していたか否かという観点で、数値上の一致及び入札書の状況から、適正かつ公正な入札が行われたかについて強い疑念が残るのである。

その事実関係については、当時の関係者（庁内及び庁外の民間人も含む。）だけが知ることであり、包括外部監査という手法によってこれを究明することは実質的に不可能である。ただし、類似する他の委託業務を検証すると、平成14年度の包括外部監査における指摘を受けて、落札率を下げた部署もある中で、結果として高い落札率を繰り返したことは改善に向けた努力が不十分であったといわざるを得ない。

青森県としても疑念を持たれない入札手続を徹底かつ慎重に実施することはもちろんのこと、行政の効率化や適正化に向けた不断の努力が必要である。

1 入札者は、入札書を1件ごとに作成し、封書に入れ、所定の時刻までに入札しなければならぬ（青森県職務規則第139条第1項。つまり、入札書は、封書に入っていたはすなのであるが、当該入札書にはその形跡が見受けられない。

5. 三内丸山遺跡の物品の管理状況について

(1) 包括外部監査の指摘事項概要

物品の現在高報告書と現物が容易に照合できないもの、現在高報告書に未記載のもの、記載されているが存在しないものなどがあり、財務規則に沿った管理・処理がなされていない。

(2) 県の措置内容等

1. 展示ケースについて
重要物品となっている展示ケース 8点については、関係書類を整備し、適切に管理することとした。
2. 現在高報告書の記載漏れ及び除却漏れについて
記載漏れのパソコン及び除却漏れのプレハブについては処理を完了しており、今後このようなことがないよう適切な管理を行ないたい。
3. 寄贈物品の出納簿記載漏れについて
物品出納手続きをし、適切に管理することとした。今後は、このようなことのないよう、適正な事務処理を行なっていきたい。

(3) 実施した監査の概要

担当者に措置内容をヒアリングするとともに現存する関連書類を閲覧し内容を確認した。

また、縄文時遊館へ往査し、サンプリングによる物品の実査を行なった。

(4) 結論

【指摘①】 重要物品の管理状況について

縄文時遊館に往査した結果、指摘時点での除却済みの展示ケースに関する処理については完了していたが、新たに設置した展示ケース 1台の記載漏れがあった。また物品ごとに貼付される票の脱落している物品も認められた。現在高報告書にも記載がないことから、過去の指摘事項について適切に措置しているとは言い難い状況である。

【指摘②】 物品の廃棄基準について

寄贈された物品などでその役目を終わったと思われる物などについて、保管されている状況は好ましくなく、廃棄の基準などを設定して適正な保管に努めるべきである。

現在も発掘中であり、館内は雑然としており、展示などの作業も企画により物品管理が煩雑になるとは思われるが、現場と事務の連携方法を工夫し、物品の廃棄基準や収納方法を検討して、指摘事項の改善が担保される仕組みを策定されたい。